

J R 東海労働組合新幹線関西地「申」第18号
2015年11月9日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

竹本さんの裁判に関する社員の個人情報の持ち出しに対する申し入れ

10月9日、竹本さんの裁判（大阪地裁平成26年（ワ）第30001号賃金請求事件）の証人尋問において、雨川、新田元助役が証言を行った。

雨川元助役は、裁判所に提出した陳述書に関する会社弁護士の質問に対して「大阪第二運輸所の社員の執務状況、これについて詳しく記録が残されておりますので、いわゆる、これをメモと言いますけれども、これに基づいて作成いたしました」。竹本さんからの尋問に対しては「昨年の12月ぐらいにこのお話がありまして、今年の初めぐらいから書き始めました」「自宅で書いた」「(当時のメモは)会社から頂きました」と証言した。(第8回口頭弁論速記録)

また、新田元助役は、陳述書の作成時期については「昨年の12月頃、人事課から依頼がありました」「依頼があったときに、過去にあった陳述書の例と、それから、私の本件に関する事象のメモ、それと、東海道新幹線運転士基本動作集、これを郵送していただきました」。自宅で作ったのかの質問には「はい、そうです」と陳述書作成の基になった証言をした。(第8回口頭弁論速記録)

2名は、陳述書の内容にある「竹本社員に対する非違行為について」とする竹本社員の執務状況について詳しく記録した「メモ」を基に作成したと証言しているが、今回の証言によってこのメモの社外への持ち出しの事実が明らかになった。

この間、会社は会社情報の無断持ち出しの禁止や情報管理の厳正を徹底してきたが、この事実は、会社自らが規律規範を犯す重大な問題を犯していることになる。さらに新田元助役は、メモだけでなく「東海道新幹線運転士基本動作集」も郵送してもらったと証言している。よって会社が裁判所に提出したこれらの書証は、竹本社員の個人情報を社外へ持ち出して作成したものであり組合としては看過出来ない。

よって以下申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 雨川元助役、新田元助役が陳述書の作成の基にした証言内容は事実として認めるのか。会社の見解を明らかにすること。
2. 仮に上記の2名の証言内容を認めず、事実でないとするならば、宣誓をして証人尋

問に応じた2名は偽証罪を問われることになる。会社の見解を明らかにすること。

3. 新田元助役、雨川元助役が証言した、会社からもらったメモを見て自宅で作成したことが事実であるならば、そのメモを社外へ持ち出すことの指示をし、また持ち出した（郵送した）のは誰か明らかにすること。
4. 2名が会社からもらったとするメモとは、「竹本社員の執務状況が詳しく記録した個人情報」で間違いないのか。会社の見解を明らかにすること。
5. 会社は会社情報の無断持ち出しの禁止や情報管理の厳正を徹底してきた。メモである社員の個人情報と規程類を社外へ持ち出したことが事実であるとする、会社は規律規範を犯す重大な問題を犯していると考え。会社の見解を明らかにすること。
6. 重大な規律違反を犯して作成させた裁判書証については、違法入手であり、その行為は民事訴訟法第2条が掲げる信義則に反するものであると考え。会社の見解を明らかにすること。
7. 雨川、新田元助役の元社員に、社員の個人情報を違法に渡したことに対して竹本社員へ謝罪すると共に、裁判所へ提出した関係書証を取り下げること。

以上